指摘事項	指摘事項に対する措置
1 予算の執行 ・ 歳入については、地方自治法及び同法施行令の規 定により、会計年度所属を区分しなければならない が、平成29年度歳入予算へ収入すべきところ、平成 30年度歳入予算へ収入していた。	
建築指導課	
・ 収益については、地方公営企業法及び同法施行令の規定により、会計所属年度を区分しなければならないが、平成29年度の収益的収入予算へ収入すべきところ、平成30年度の収益的収入予算へ収入していた。  工事受付センター	指摘を踏まえ、速やかに平成29年度の収益的収入予算に修正しました。 今後は、年度末における調定スケジュールの管理及び担当者、経理担当、係長、決裁者で内容の確認を徹底することとしました。
年度の出納閉鎖期日までに収納済とならなかったもの(不納欠損として整理したものを除く。) は,当	指摘を踏まえ、速やかに収入未済分を調定しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。 今後は、市のマニュアルを参考に、担当者、経理担当、係 長、決裁者で内容の確認を徹底することとしました。
・ 宇都宮市会計規則第64条第1項の規定により繰り 越された歳入金で、繰り越された年度の末日までに 収入済とならなかったものは、同条第2項の規定に より、直ちに翌年度に繰り越さなければならない が、繰り越していなかった。 子ども家庭課	指摘を踏まえ、速やかに収入未済分を調定しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。また、毎月の収納状況を供覧する際に添付する書類に調定状況を確認できる欄を追加しました。 今後は、担当者、経理担当、係長、決裁者で内容の確認を徹底することとしました。
・ 調定書については、地方自治法、同法施行令及び 宇都宮市会計規則の規定により、適正に作成しなけ ればならないが、納入義務者を誤って調定してい た。 消防局総務課 消防局警防課	
・ 調定の時期については、宇都宮市会計規則の規定により、適正な時期に行わなければならないが、公園地占用料について占用許可の際に年額を調定すべきところ、納入義務者の支払に合わせて不定期に調定していた。 公園管理課	した。 今後は,担当者,経理担当,係長,決裁者で内容の確認を

平成30年度定例監査	措置事項
指摘事項	指摘事項に対する措置
・ 現金については、宇都宮市会計規則の規定によ	指摘を踏まえ、速やかに現金出納簿の金額を修正しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。 また、根拠法令、市のマニュアルについて共通理解を図り
納税課	ました。 今後は、複数人で内容の確認を徹底することとしました。
上河内地区市民センター	
保育課	
建築指導課 ・ 現金については、記載理由発生の都度、現金出納	指摘を踏まえ、速やかに現金出納簿の金額を修正しまし
	た。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。
経営企画課	また、根拠法令、市のマニュアルについて共通理解を図りました。
工事受付センター	今後は、複数人で内容の確認を徹底することとしました。
・ 現金については、宇都宮市会計規則の規定により、記載理由発生の都度、現金出納簿に適正に記載しなければならないが、当日に払込みができず、翌日に払い込んだ分を現在高から差し引いてしまったことにより、現金出納員が確認すべき当日の最終現在高の金額を誤って記載していた。  市民課	また、根拠法令、市のマニュアルについて共通理解を図り
・ 現金については,宇都宮市会計規則の規定により,記載理由発生の都度,現金出納簿に適正に記載	
・ 現金出納簿については、宇都宮市会計規則の規定により、記載した日ごとに歳入徴収権者又は現金出納員が、確認した日ごとに確認印を押印しなければならないが、歳入徴収権者又は現金出納員の確認印が押印されていなかった。 富屋地区市民セター	た。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確 認しました。

消防局予防課

宮の原小学校

_	指摘事項	指摘事項に対する措置
3	五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	垣燗争垻に刈りる垣具
	・ 歳出予算の執行については、宇都宮市予算規則の	費を支給しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤り
	ならないが、旅費について、旅行命令を受けている	担行為決議書を作成の上、旅費を支給しました。併せて、同
	・ 前金払の振替については、宇都宮市水道事業及び下水道事業会計規程の規定により振替の処理をしなければならないが、講習会の参加に係る前金払について、講習会が終了したにもかかわらず処理をしていなかった。 技術監理室	て、同じ誤りがないか確認し、誤りがないことを確認しました。
4	契約事務	+
7	・ 随意契約に係る予定価格調書については、宇都宮 市上下水道局契約事務取扱規程により準用する宇都 宮市契約規則の規定により、作成しなければならな いが、作成されていなかった。  工事受付センター	<b>はた。</b>
	・ 予定価格調書については、宇都宮市契約規則の規定により、適正に作成しなければならないが、予定価格と比較価格を逆に記載していた。 自治振興課	
	・ 予定価格調書については、宇都宮市上下水道局契 約事務取扱規程の規定により準用する宇都宮市契約 規則の規定により、適正に作成しなければならない が、月額契約であるにもかかわらず、年額の予定価 格及び比較価格を記載していた。 工事受付センター	た。 今後は,担当者,経理担当,係長,決裁者で内容の確認を

指摘事項	指摘事項に対する措置
・ 契約書には、印紙税法第7条の規定により、適正な額の収入印紙を貼付しなければならないが、印紙の貼付が漏れていた、又は貼付額が過少であった。 広報広聴課 みんなでまちづくり課 都市計画課 北部区画整理事業課	指摘を踏まえ、速やかに契約の相手方に適正額の印紙の再 貼付を依頼し、修正しました。また、根拠法令、市のマニュ アルについて共通理解を図りました。 今後は、担当者、経理担当、係長、決裁者で内容の確認を 徹底することとしました。
・ 長期継続契約については、地方自治法、同法施行 令及び宇都宮市長期継続契約を締結することができ る契約を定める条例に定められた契約のみ締結する ことができるが、定められた契約に該当しないにも かかわらず、締結していた。 工事受付センター	解を図りました。 今後は、担当者、経理担当、係長、決裁者で内容の確認を
	指摘を踏まえ、速やかに備品管理システムに登録し、台帳を作成しました。併せて、同じ誤りがないか確認し、誤りがないことを確認しました。 また、根拠法令、市のマニュアルについての共通理解を図りました。 今後は、複数人で備品管理システムの確認を行い、管理を徹底することとしました。
<ul> <li>郵便切手受払簿については、現在高を誤って記載、又は記載していなかった。</li> <li>行政経営課</li> <li>みんなでまちづくり課</li> <li>一条中学校</li> </ul>	指摘を踏まえ、速やかに郵便切手受払簿の現在高(枚数、金額)を修正しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。 今後は、月に一度、郵便担当が郵便切手の受払状況を課内で報告し、複数人で内容に誤りがないか確認することとしました。 また、郵便切手等の受払状況は枚数のみで管理できることから、令和元年度から様式を見直しました。(金額欄の削除)。
・ 回数乗車券 (バスカード) については、出納の 都度、回数乗車券受払簿に記載しなければならない が、現在高の金額を誤って記載、又は記載していな かった。 保育課	

	指摘事項	指摘事項に対する措置
6	服務	A DESCRIPTION OF A STATE OF A STA
•	年次休暇願簿については、宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定により、適正に作成しなければならないが、期間の算定誤りにより、過大に取得していた。 保育課	
٠	非常勤嘱託員の年次休暇願簿については、宇都宮市非常勤嘱託員取扱要綱により例用する市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定により、適正に作成しなければならないが、期間算定の誤りにより、過大に取得していた。  生活安心課	指摘を踏まえ、速やかに年次休暇願簿を修正しました。併せて、同じ誤りがないか確認し、誤りがないことを確認しました。 した。 また、根拠法令等について共通理解を図りました。 今後は、非常勤嘱託員に対しシフト表を確認してから年次 休暇等を申請させることとし、複数人で申請内容の確認を徹底することとしました。
•	傷病休暇については、宇都宮市職員の勤務時間、 休日及び休暇に関する規則の規定により、傷病休暇 願簿に必要な事項を記入して任命権者に請求しなけ ればならないが、手続を行わず傷病休暇を取得して いた。(口頭で承認は得ていたものの、庶務事務シ ステムによる手続を行っていなかった。)	今後は、決裁者及び庶務担当者で内容の確認を徹底するこ
	自治振興課	
٠	週休日の振替については、宇都宮市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定により、適正に処理しなければならないが、勤務を要しない日(日曜日)に勤務したにもかかわらず、口頭で命じられてはいたものの、庶務事務システムによる手続を行っていなかった。	実施申請を行いました。併せて、同じ誤りがないか確認し、 誤りがないことを確認しました。 また、市のマニュアルについて共通理解を図りました。
•	臨時職員の有給休暇については、宇都宮市臨時職員の任用等に関する要綱の規定により、適正に付与しなければならないが、付与していなかった。 富屋地区市民セクター	指摘を踏まえ、速やかに有給休暇を付与し、欠勤として処理した相当分の賃金を支給しました。併せて、同じ誤りがないか点検し、誤りがないことを確認しました。また、市のマニュアルについて共通理解を図りました。今後は、複数人で内容の確認を徹底することとしました。
•	非常勤嘱託員の特別休暇願簿については、宇都宮市非常勤嘱託員取扱要綱により例用する市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の規定により、適正に作成しなければならないが、口頭で承認は得ていたものの、承認印の押印漏れがあった。	今後は、複数人で内容の確認を徹底することとしました。
	子ども発達センター	